

社会福祉法人上庄保育園評議員・役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは理事・監事・第三者委員及び評議員選任・解任委員の外部委員をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費を含む)及び手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員の報酬等は、社会福祉法人上庄保育園定款第8条に定めるとおり無報酬とする。

2 役員は無報酬とする。ただし、非常勤役員が理事会、評議員会等に出席したときは、実費弁償を支払うことができる。

3 役員の実費弁償は次のとおりとするものとする。

- (1) 理事会及び監査・決裁・その他の会議に出席したときは、1回につき1,000円を支給する。
- (2) 役員が理事会・その他の会議(市外等)に出席するため、あるいは業務のために出張したときは、その費用を支給する。

半日…… 2,000 円

1日…… 4,000 円

4 第三者委員及び評議員選任・解任委員の外部委員の実費弁償は次のとおりとする。

- (1) 会議に出席した時は、1回につき1,000円を支給する。

(公表)

第3条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(附 則)

1. この規程の制定及び改定の施行日

平成21年 4月 1日 制定

平成30年 2月 1日 一部改正実施

令和 4年 3月22日 一部改正実施